



- 加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が認めるとき。
- (エ) お客様が旅行内容に関し合理的範囲を逸する負担を求めたとき。
- (オ) お客様が契約がキャンセル等に記載された最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日(ピーク時)に旅行開始するときは33日)に当たる日より前日、旅行の中止を通知します。
- (カ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大いとき。
- (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可とあるおそれが極めて大いとき。
- (ク) 上記(キ)の一例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター便を利用する場合は、航空会社による関係国語訳の取得ができないことにより、既に予約したサービスが中止されるとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

## 16. 当社の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行に安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらおよび同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該旅行サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき消費税、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、滅失又は旅行開始日の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第21項又は第25項が規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18. 契約解除後の帰路手配

当社は、第16項(イ)又は(ウ)の規定によらず、旅行開始後の旅行契約を解除したときは、お客様のご都合に応じてお客様が当該旅行の発着地、解散地等に居るための必要な旅行サービスの手配を引受けまします。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

## 19. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社が次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる旨の契約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けるときの安全でないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従って旅行サービスの提供を確実に受け取るための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代換旅行サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかかわらず、変更するよう努めると、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめよう努力すること。
- (2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載してある発着空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間を「フライト」記載の追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国内区間を本体と併せて1つの募集型企画旅行(又はツアー)として取り扱います。パンフレットに記載のない国内線を普通運賃適用の旅程とは限りません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面に(最終日程)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が病氣、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これがお客様に与えるべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

## 20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していたときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます)の指示に従うものとします。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

## 21. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内(当社に対して通知があったときは)に限り、また、損害について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、21日以内に当社に対して通知があった場合限り、お客様およびおと15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。お客様が、次に掲げるようなときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために行われる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ロ) 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ニ) 自然災害による事故
- (ホ) 凶悪事
- (ヘ) 盗難
- (ヘ) 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更、経路変更など又はこれらによつて生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (ロ) 航空運送約款または航空会社の定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し。

## 22. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、お客様自身に死亡したときは、約款の別掲「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金と通院日数により2万円~10万円、入院見舞金と入院日数により4万円~40万円、死亡補償金として、2,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とし、ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影用のフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のはが、募集型企画旅行の行程に含まれない場合で、自由行動のドライブ・キャンプ、ゴルフ・ラフ・搭乗、超軽飛行機(モータープランンググライダー、マイクロライト機、ウグラット機等)搭乗、ジャクソールン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別掲「特別補償規程」第3条及び第5条に記載する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の行程に含まれるときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービス提供者が一切行われまい旨が明示された部分については、当該日にお客様が被った損害について補償金支払われまい旨を明示した部分限り、募集型企画旅行参加とはいたしません。
- (4) (1)の損害・損害については、第21項の規定に基づき責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (5) 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項により損害賠償義務を負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 23. オプション旅行サービス及び情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行内容・実施するもの第22項の適用については、当社は、主な旅行内容の行程の一部として取り扱います。当社が旅行内容・実施するオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施:当社(又は(株)ニュージャパントラベル)と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行内容・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当該募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みとお支払いと現地となり、お支払は現地となります(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります)。
- (イ) 契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が求めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ロ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (ニ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの額、現地旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程提供の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金及び見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で単なる情報提供として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに関するお客様に生じた損害に対しては、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 24. 旅費保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に左欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いします。ただし、当該変更が次の(ア)イ)ウ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次に示すものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 運送・運送スケジュール変更等の当初の運行計画に反しない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
- (イ) 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ロ) 第13項、第14項、第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (オ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けるときの追加料金。ただし、当該追加料金は、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができません。

当社が変更補償金を支払う場合	変更補償率 = お支払い対象代金 ×	
	前日	1日付き下記率
旅行開始日前までにお客様へ通知した場合	旅行開始日以降にお客様へ通知した場合	
1) 契約書面に記載した旅行開始日又は、旅行終了日の変更	1.5%	0%
2) 契約書面に記載した観光施設(レストラン)を含みます)その他旅行の目的の変更	1.0%	0%
3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は、より高額の低料金とのへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及びそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5) 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は空港は旅行終了地である空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における飛行の乗便便又は便の変更	1.0%	2.0%
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
9) 前号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトルに変更があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日またはお客様に通知した場合は、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した日をいいます。
- 注2) 確定書面に交付された場合には「契約書面」とあるのを確定書面と呼び替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容と間に変更が生じたときは、それらの変更による1件として取り扱います。
- 注3) ①又は②に掲げる変更に係る運送機関が施設設備の費用を伴う場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4) ②に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- 注5) ホームベース、パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。
- 注6) ②に掲げる変更については、①~④の利率を適用する⑤の利率を適用します。
- 注7) 1件とは、運送機関の場合1乗車台が、宿泊機関の場合1泊、その他の旅行サービスの場合1該事項が1件として取り扱います。
- 注8) ②に掲げる変更が1乗車台又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車台又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注9) ②に掲げる運送機関が施設設備の費用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注10) 運送機関の会社名の変更、②宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関の名称の変更によるものではないものとします。
- 注11) ②運送機関の名称の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注12) ②宿泊機関の等級及び施設設備の時点での契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧できるリストによりします。

- (1) の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金の15%を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合限り、金銭による変更補償金に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスへの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第21項の規定に基づき当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 25. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公平・善良の要する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受ける場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の行程について理解するに努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載

内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 26. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の「伝票」の会員の署名など旅行代金の支払いを受けると(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、フアクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名名取特約を含む加盟店提携がないときも、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(クレジット会社から一旦お客様に届いていない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類の無署名名取特約会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず。通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するごとの旅行代金は、通常の募集型企画旅行契約の場合一部異なります。その主な違いをご案内します。
- (ア) 通信契約のお申込みの際は、会員登録申込みのみならず「募集型企画旅行の名称」、「出発日」に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限等」を当社に申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行代金は、電話による申込みの場合は当社がお客様の締結を承諾したときに成立するものとします。郵便等による旅行代金は旅行申込みの場合に当社がお客様の締結を承諾する旨の通知を弊社より送付したときに成立するものとします。ただし、e-mail、フアクシミリによる通知の方法で通知した場合は当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約で「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻義務を履行する日までとし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出の日といたします。
- (エ) 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いとご一緒に、お客様、当社らは通信契約を解除し、第13項(1)に掲げる資料と同等の違約料を申し受けまします。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (オ) 通信契約を締結しただる場合であって、会員が有するクレジットカードが無効等により旅行代金等の提携会社のカード会員が有するクレジットカード等と異なる旅行契約を拒否していただく場合があります。
- (ウ) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名名取特約を含む加盟店提携がない(または業務上の理由でお受けできない場合)もあります。

## 27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び行動手配のために要する諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等に案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたがなず、購入の際はしっかりとチェックしてください。免税店に買い物がある場合は、ご購入の際は必ずお手続きを必ず行ってください。免税店に買い物がある場合は、ご購入の際は必ずお手続きを必ず行ってください。お手続きはお客様ご自身の責任で行なってください。ワンストップ条約または国内諸法に基づき日本に持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社は当りなくとも旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したくないとき、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があるが、マイレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更により、お客様が当初お受けする予定であったマイレージサービスを受けられなくなるときも、理由の届出を問わず、当社は第21項(1)の責任を負いません。
- (5) 子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席及び客室におけるベッドを専用で利用しない方に適用します。
- (6) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせ連絡先にご連絡ください。
- (7) 疾病・傷害が発生した場合は、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が負担難いのが実情です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を含むため、お客様ご自身で充分な額の海外治療傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空会社の発行替え、関係する機関への氏名訂正が必要になります。この場合、当社およびお客様の交代の場合に限り、第12項のお客様の交代手数料を申し受けまします。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には、第13項の当社所定の手配料をいただきます。
- (9) 旅の連絡先情報提供
  - (ア) 航空会社よりお客様情報として携帯番号、メールアドレスの提供を求められた際は速やかに提供いたします。情報提供を拒否された場合は、その旨を航空会社へ海外へ伝えます。

## 28. 渡航先以外へ海外安全情報が発出された場合の取扱について

- レベル1に十分注意してください。
- (イ) 通常通り行います。当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
- (ロ) 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル2に不要不急の渡航は止めてください。
- (イ) 原則行いませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、履行いたします。その場合の対応は口によるものです。
- (ロ) 当該海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
- (ハ) 同一商品企画かつ同一条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していた旅行の場合、従前の旅行に係る取消料を返戻いたします。
- (ニ) 参加を取り止める場合、契約にない取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の左欄の欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を返戻いたします。
- (ホ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する事があります。
- レベル3に渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- レベル4に渡航を止めてください。渡航は止めてください。(退避勧告)
- レベル5に渡航を止めてください。

## 29. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

## 30. 弁済業務保証金制

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証会社員に当社があります。当社旅行契約を締結したお客様は、そのの締結から当該契約に申し出て対して債権を取得した場合と当社からの支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 31. 個人情報取扱

- (1) 当社及びパンフレットの(受託販売(販売店))欄記載の受託販売業者(以下「販売店」といいます。)(以下、兩者を合せて「当社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行日程表及び宿泊契約書面に記載した日付でお送りする確定書面に記載されています。)、の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配」といいます。))に必要範囲内、及び旅行契約の責任、事故時のお客様の買物の便宜のために必要範囲内、それと運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便番号等、あらかじめ電子データ等を送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービス等の提供、将来、よりよい旅行企画を開発するためのマーケティング、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3) お客様は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等も備え、お客様の旅行の国内連絡先の方の個人情報を伺い、その個人情報は、お客様に傷害があった場合におけるお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認められた場合にご活用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することにより国内連絡先の方の情報を得ることとします。上記のとおり、当該個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(www.njtp)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身で確認してください。